

令和7年度調達等合理化計画実施状況・自己評価

(独) 農林水産消費安全技術センター

調達等合理化計画・取組事項	取 組 内 容	自己評価及び今後の対応方針
1. 調達の現状と要因の分析 2. 重点的に取り組む分野 (1) 調達における一者応札・応募について 調達を行うにあたっては、一者応札・応募の削減に努める。 やむを得ず一者応札・応募となった場合は、その要因等を十分検証する。 (2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。	(略) (1) 一者応札・応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、十分な公告期間の確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、競争参加者の積極的な発掘等の取組みを行ったが、結果的にやむを得ず一者応札・応募となった契約件数は31件であった。 これらについては、契約締結後遅滞なく、業者への聞き取り等により一者応札・応募となった要因分析を行い、改善の余地の可能性がある契約については、分析調書を作成し、実効性のある改善策を講じた。また、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策にかかる審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。 なお、一者応札・応募となった要因等の検証を行うよう本部・各地域センター等に周知した。 (2) 随意契約については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、「随意契約理由書」により事由を明確にしてきた。 本年度は、競争性がない契約件数は24件であったが、当該契約については、調達等合理化検討会において、取扱業者が特定され、競争性がない契約として点検を受けた。また、契約監視委員会においても事後点検が行われ、その妥当性及び調達の合理性を確認した。	調達等合理化計画に基づく様々な取組みを行ったが、一者応札・応募となった契約は31件あり、そのうち、改善の余地の可能性がある契約が4件確認された。 なお、令和8年度においても、前年度同様、一者応札・応募となった要因分析を契約締結後遅滞なく行い、改善の余地の可能性がある契約については、分析調書を作成し、実効性のある改善策を講じ、その要因分析を行った結果及び講じた改善策に係る妥当性及び調達の合理性に係る点検を契約監視委員会に諮ることとする。また、これまでの取組みの推進に加え、過去の応札業者や対応可能業者に関する情報収集をより積極的に行う等の改善策を講じることとする。 調達等合理化検討会において、取扱業者が特定され、競争性がない契約として点検を受けた契約については、契約監視委員会においても事後点検を行うことで随意契約の妥当性及び調達の合理性を確認した。

調達等合理化計画・取組事項	取 組 内 容	自己評価及び今後の対応方針
(3) 消耗品及び分析機器等の調達 消耗品及び分析機器等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。 ① 調達にあたっては、履行期限を十分に確保するため、公告時期を早めるなどの調整を行う。 ② 仕様・規格が必要最小限、また、複数の者が応札可能となるよう調整を行う。 ③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。 ④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。 ⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。 3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進する。 (2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努める。 (3) 随意契約について 競争性のない随意契約を締結することとなる場合は、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合を除き、事前に調達等合理化検討会において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」	(3) 下記事項について、取組みを行った。 ① 消耗品及び分析機器類等の調達にあつては、前年度同様、公告期間を15日以上確保するとともに、早期に入札を行うことにより履行期間を十分確保した。 ② 仕様・規格は必要最小限とし、複数のメーカーの機種が応札対象となるよう仕様書の作成、見直しを行った。 ③ コピー用紙については、前年度同様、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達の実施やFAMIC全組織分を一括調達することにより、競争性を確保した。 ④ 試薬、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約を確保した。 ⑤ ホームページやメールマガジンを活用した調達情報の提供、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の実施により、複数応札となるよう努めた。 (1) 関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を会計事務担当者に周知した。 (2) 仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様となっていないか等内容の確認・精査を行い、複数の者が応札できるよう努めた。また、契約担当者へ仕様書の留意事項等について周知した。 (3) 競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」に基づき、関係規程との整合性及び競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。	十分な公告期間の確保、仕様書等の見直し、共同調達の活用、調達の一括化、調達要求の集約化、メールマガジンを活用した情報提供に加え、入札説明書の電子メールによる配布、郵便入札の実施、ホームページへの調達予定情報の早期掲載を行うことにより、適正かつ競争性を確保した調達を実施することができた。 引き続きこれまでの取組みを推進するとともに、競争参加者の積極的な発掘、押印省略や提出書類の簡略化等による入札環境の整備に努めることとする。 関係規程等の担当者への周知、調達等合理化検討会による「随意契約理由書」による点検、検収については発注者以外の職員の確認を実施することにより、調達に関するガバナンスの徹底を図るとともに、不祥事の未然防止を図る。また調達において、過度な仕様とならないよう仕様内容の精査を行うことにより複数の者が応札することができた。これまでの取組みを引き続き推進することとする。

調達等合理化計画・取組事項	取 組 内 容	自己評価及び 今後の対応方針
との整合性や、より競争性のある調達 手続の実施の可否の観点から点検を受 ける。 (4)発注者以外の職員の立会いによる検 収について 物品納品等の検収については、既に 検査職員のほか、検査補助員又は発注 者以外の原課職員を立ち合わせて行っ ており、引き続き当該取組みを推進す る。 (5)不祥事の発生の未然防止等について 不祥事の発生を未然に防止する等の ため、職員に対しメール等により、調達 等合理化計画の説明や調達に係る契約 から検収業務に至る適正な手続き、契 約規程・検査マニュアル等について再 度の周知徹底に取り組む。 4. 自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価につい ては、各事業年度に係る業務の実績等 に関する評価の一環として、年度終了 後に実施し、自己評価を主務大臣に報 告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価を踏まえ、その 後の調達等合理化計画の改定・策定等 に反映させる。 5. 推進体制 (1)推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施 するため、総合調整担当理事を総括責 任者とする調達等合理化検討会により 調達等合理化に取り組む。 総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長 (2)契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成す る契約監視委員会は、当計画の策定及 び自己評価の際の点検を行う。また契 約監視委員会設置運営要領第3条第1 号に規定する随意契約及び一者応札・ 応募となった契約に関する妥当性、改 善方策等の点検の他委員会が必要と認	(4)納品に係る検収については、検査職員及び 検査補助員若しくは発注者以外の原課職員の 2人体制で行った。 (5)令和8年3月に本部・地域センター等ご とに、未然防止・再発防止強化策をはじめと する発注・検収事務に係る自己点検（毎年度 実施）を行い、適切に処理されていることを 確認するとともに、再発防止強化策の形骸 化防止の観点から、各地域センター等の業 務管理課長等や担当者に対して当該対策の 策定経緯を含め、定期的に周知を行い、不祥 事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。 令和6年度調達等合理化計画の自己評価 については、業務の実績等に関する評価の 一環として年度終了後に実施され、令和6 年度の自己評価はB、主務大臣による評価 についてもBとなった。 なお、主務大臣の評価を踏まえた令和7年 度の調達等合理化計画の改定等はなく、令 和6年度業務実績等報告書の公表に併せて ホームページに公表した。 (1)令和7年度は、調達等合理化検討会を6 回開催し、令和6年度調達等合理化計画に 係る自己評価及び令和7年度調達等合理化 計画（案）の審議（令和7年4月24日）の ほか、随意契約による事由の点検等を行っ た。 (2)契約監視委員会を以下のとおり開催し、 当計画の策定及び自己評価の際の点検、 個々の契約案件の事後点検を受けた。また、 その審議概要はホームページに公表した。 ① 令和7年5月28日：令和7年度計画及 び令和6年度計画に係る自己評価の点検、 理事長が定める基準（競争性のない随意契 約、一者応札・応募など）に該当する個々	調達等合理化検討 会による審議、点検、 外部有識者による契 約監視委員会の点検 結果を踏まえ、調達 等合理化を推進する ことができた。今後 においても、着実に 推進することとす る。

調達等合理化計画・取組事項	取 組 内 容	自己評価及び 今後の対応方針
める事項について事後点検を行い、その審議概要を公表する。 6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。	の契約案件（令和6年度第4四半期分）の事後点検。 ② 令和7年12月18日：理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和7年度第1～第2四半期分）の事後点検。 令和7年度調達等合理化計画については、令和7年6月30日ホームページに公表した。また、令和6年度自己評価については、令和6年度業務実績等報告書の公表に併せて公表した。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。	当法人における調達等合理化の取組状況を適時にホームページにて公表した。